

山口東京理科大学調査特別委員会審査日程

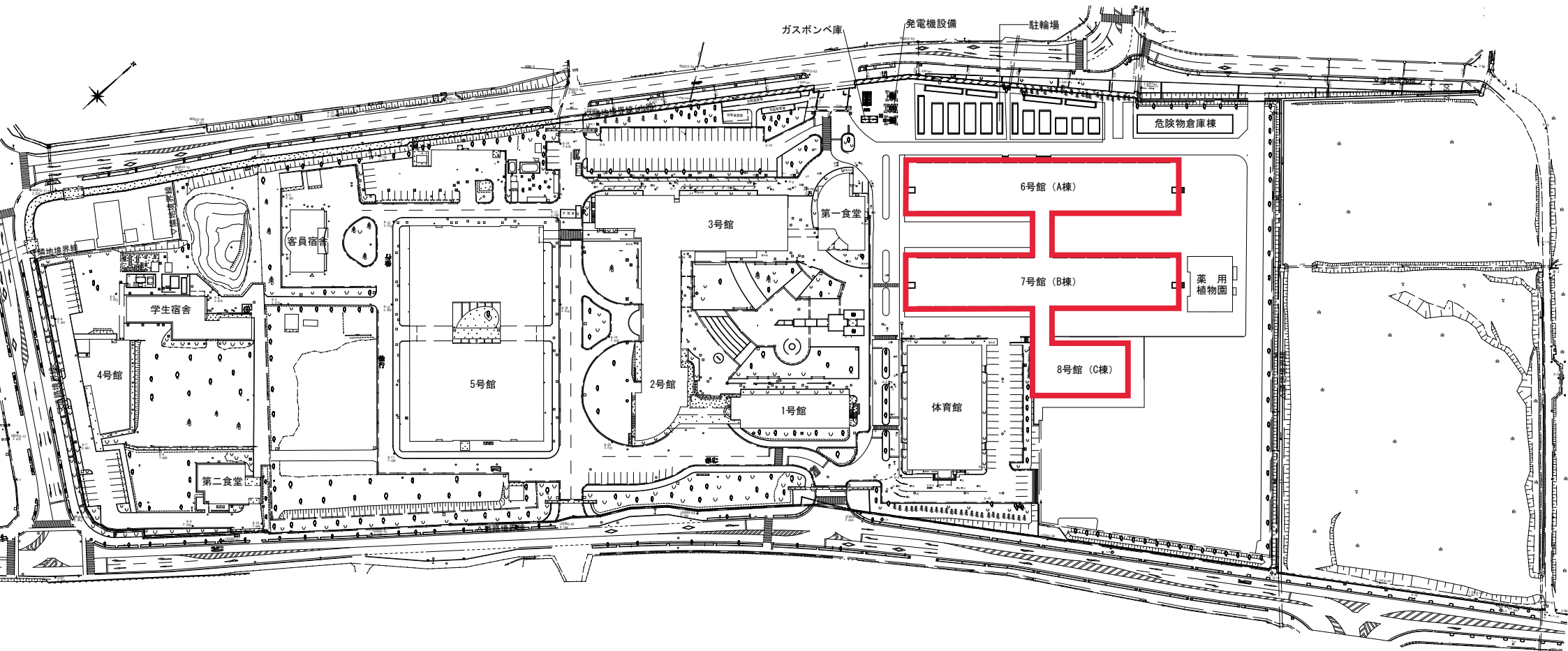
日 時	令和 2 年 6 月 1 2 日（金） 産業建設常任委員会終了後
場 所	第 2 委員会室

付議事項

- 1 建築基準法違反事件に係る経過報告について

山口東京理科大学における建築物等配置図

資料 1



山口東京理科大学における危険物の貯蔵状況

●令和2年2月26日 一般会計予算決算常任委員会理科大分科会において報告した数値（令和2年2月12日現在）

▼第一種住居地域【現在の用途地域】

建築基準法関係	第1類		第2類		第3類			第4類							第5類		第6類	圧縮 ガス	液化 ガス	倍 数
	第1種	第2種	サハ	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	7&2-B	第2非	第2水	第3非	第3水	第1種	第2種				
貯蔵数量の上限	50kg	500kg	10kg	10kg	50kg	300kg	50t	1,000t	2,000t	400t	5,000t	10,000t	10,000t	20,000t	10kg	100kg	300kg	350ml	3.5t	3.701
貯蔵の数量	5.17kg	0.50kg	0.03kg	0.03kg	0.90kg	0.20kg	20.15kg	268.20kg	261.56kg	528.90kg	36.50kg	39.40kg	3,116.50kg	16.90kg	0.26kg	1.46kg	3.00kg	45.15kg	3.31kg	
貯蔵の倍率	0.103	0.001	0.003	0.003	0.018	0.001	0.403	0.268	0.131	1.322	0.007	0.004	0.312	0.001	0.026	0.015	0.010	0.129	0.945	

↑
1.0倍以下

（参 考）

消防法関係	工学部関係			薬学部関係					
	2号館 3号館	4号館	5号館	6号館	7号館	危険物倉庫棟 少量危険物倉庫	発電機 燃料小出槽	燃料タンク	燃料タンク
貯蔵倍率	0.322	0.180	0.444	0.975	0.960	0.950	0.135	0.073	0.483
	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ×	1.0未満 ○	1.0未満 ○	0.2未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○

●令和2年3月31日付けで県に報告した数値（令和2年3月31日現在）

▼第一種住居地域【現在の用途地域】

建築基準法関係	第1類			第2類			第3類			第4類										第5類		第6類	圧縮 ガス	液化 ガス	倍 数
	第1種	第2種	第3種	硫化りん	第2種	引火性液体	引火性固体	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	750- B	第2非	第2水	第3非	第3水	第4	動植物油類	第1種				
貯蔵数量の上限	50kg	300kg	1,000kg	100kg	500kg	1,000kg	10kg	10kg	50kg	300kg	50t	1,000t	2,000t	400t	5,000t	10,000t	10,000t	20,000t	30,000kg	10,000kg	10kg	100kg	300kg	350ml	3.5t
貯蔵の数量	4.80kg	0.17kg	3.52kg	0.01kg	0.80kg	0.05kg	0.03kg	1.13kg	1.24kg	0.20kg	17.81kg	247.29kg	258.57kg	508.92kg	74.01kg	116.45kg	3,139.74kg	73.16kg	186.42kg	0.03kg	0.16kg	2.71kg	3.20kg	45.15kg	2.01kg
貯蔵の倍率	0.096	0.001	0.004	0.000	0.002	0.000	0.003	0.113	0.025	0.001	0.356	0.247	0.129	1.272	0.015	0.012	0.314	0.004	0.006	0.000	0.016	0.027	0.011	0.129	0.574

↑
1.0倍以下

（参 考）

消防法関係	工学部関係			薬学部関係					
	2号館 3号館	4号館	5号館	6号館	7号館	危険物倉庫棟 少量危険物倉庫	発電機 燃料小出槽	燃料タンク	燃料タンク
貯蔵倍率	0.620	0.179	0.549	0.990	0.718	0.950	0.000	0.073	0.483
	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ×	1.0未満 ○	1.0未満 ○	0.2未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○

●令和2年5月11日付けで県に報告した数値（令和2年4月30日現在）

▼第一種住居地域【現在の用途地域】

建築基準法関係	第1類			第2類			第3類			第4類										第5類		第6類	圧縮 ガス	液化 ガス	倍 数
	第1種	第2種	第3種	硫化りん	第2種	引火性液体	引火性固体	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	750-2	第2非	第2水	第3非	第3水	第4	動植物油類	第1種				
貯蔵数量の上限	50kg	300kg	1,000kg	100kg	500kg	1,000kg	10kg	10kg	50kg	300kg	50t	1,000t	2,000t	400t	5,000t	10,000t	10,000t	20,000t	30,000kg	10,000kg	10kg	100kg	300kg	350ml	3.5t
貯蔵の数量	4.52kg	0.17kg	3.55kg	0.01kg	0.80kg	0.05kg	0.03kg	0.03kg	0.99kg	0.20kg	17.76kg	235.71kg	348.82kg	576.66kg	74.01kg	106.34kg	3,139.73kg	70.18kg	185.72kg	0.03kg	0.15kg	0.67kg	2.10kg	45.15kg	2.01kg
貯蔵の倍率	0.090	0.001	0.004	0.000	0.002	0.000	0.003	0.003	0.020	0.001	0.355	0.236	0.174	1.442	0.015	0.011	0.314	0.004	0.006	0.000	0.015	0.007	0.007	0.129	0.574

↑
1.0倍以下

▼用途地域が「準工業地域」の場合

建築基準法関係	第1類			第2類			第3類			第4類										第5類		第6類	圧縮 ガス	液化 ガス	倍 数	
	第1種	第2種	第3種	硫化りん	第2種	引火性液体	引火性固体	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	750-B	第2非	第2水	第3非	第3水	第4	動植物油類	第1種					第2種
貯蔵数量の上限	1,000kg	6,000kg	20,000kg	2,000kg	10,000kg	20,000kg	200kg	200kg	1,000kg	6,000kg	1,000t	10,000t	20,000t	8,000t	50,000t	100,000t	100,000t	200,000t	300,000kg	200,000kg	200kg	2,000kg	6,000kg	3,500ml	35.0t	
貯蔵の数量	4.52kg	0.17kg	3.52kg	0.01kg	0.80kg	0.05kg	0.03kg	0.03kg	0.99kg	0.20kg	17.76kg	235.71kg	348.82kg	576.66kg	74.01kg	106.34kg	3,139.73kg	70.18kg	185.72kg	0.03kg	0.15kg	0.67kg	2.10kg	45.15kg	2.01kg	
貯蔵の倍率	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.018	0.024	0.017	0.072	0.001	0.001	0.031	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.013	0.057	0.244

↑
1.0倍以下

（参 考）

消防法関係	工学部関係					薬学部関係			
	1号館 2号館 3号館	第1食堂	4号館	5号館	体育館	6号館	7号館	危険物倉庫棟 少量危険物倉庫	発電機 燃料小出槽
貯蔵倍率	0.780	0.001	0.179	0.980	0.126	0.525	0.454	0.950	0.195
	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	1.0未満 ○	0.2未満 ○	1.0未満 ○

山口東京理科大学における危険物の貯蔵状況

▼第一種住居地域【現在の用途地域】

建築基準法関係	第1類	第2類	第3類				第4類								第5類		第6類	圧縮ガス	液化ガス	倍 数
	第1種	第2種	トリウム	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	アルコール	第2非	第2水	第3非	第3水	第1種	第2種				
貯蔵数量の上限	50kg	500kg	10kg	10kg	50kg	300kg	50ℓ	1,000ℓ	2,000ℓ	400ℓ	5,000ℓ	10,000ℓ	10,000ℓ	20,000ℓ	10kg	100kg	300kg	350m ³	3.5t	
貯蔵の数量	5.17kg	0.50kg	0.03kg	0.03kg	0.90kg	0.20kg	20.15kg	268.20kg	261.56kg	528.90kg	36.50kg	39.40kg	3,116.50kg	16.90kg	0.26kg	1.46kg	3.00kg	45.15kg	3.31kg	
貯蔵の倍率	0.103	0.001	0.003	0.003	0.018	0.001	0.403	0.268	0.131	1.322	0.007	0.004	0.312	0.001	0.026	0.015	0.010	0.129	0.945	

↑
1.0倍以下

▼用途地域が「準工業地域」の場合

建築基準法関係	第1類	第2類	第3類				第4類								第5類		第6類	圧縮ガス	液化ガス	倍 数
	第1種	第2種	トリウム	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	アルコール	第2非	第2水	第3非	第3水	第1種	第2種				
貯蔵数量の上限	1,000kg	10,000kg	200kg	200kg	1,000kg	6,000kg	1,000ℓ	10,000ℓ	20,000ℓ	8,000ℓ	50,000ℓ	100,000ℓ	100,000ℓ	200,000ℓ	200kg	2,000kg	6,000kg	3,500m ³	35.0t	
貯蔵の数量	5.17kg	0.50kg	0.03kg	0.03kg	0.90kg	0.20kg	20.15kg	268.20kg	261.56kg	528.90kg	36.50kg	39.40kg	3,116.50kg	16.90kg	0.26kg	1.46kg	3.00kg	45.15kg	3.31kg	
貯蔵の倍率	0.005	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.020	0.027	0.013	0.066	0.001	0.000	0.031	0.000	0.001	0.001	0.001	0.013	0.094	

↑
1.0倍以下

(参 考)

消防法 関係	工学部関係					薬学部関係				
	2号館 3号館	4号館	5号館	6号館	7号館	危険物倉庫棟		発電機設備		
						少量危険 物倉庫	ポリタン ク置場	発電機	燃料小出 槽	燃料タン ク
貯蔵倍率	0.322	0.180	0.444	0.975	0.960	0.950	0.135	0.073	0.483	0.997

1.0未満 1.0未満 1.0未満 1.0未満 1.0未満 1.0未満 0.2未満 0.2未満 1.0未満 1.0未満

山陽小野田市

山陽小野田市立 山口東京理科大学

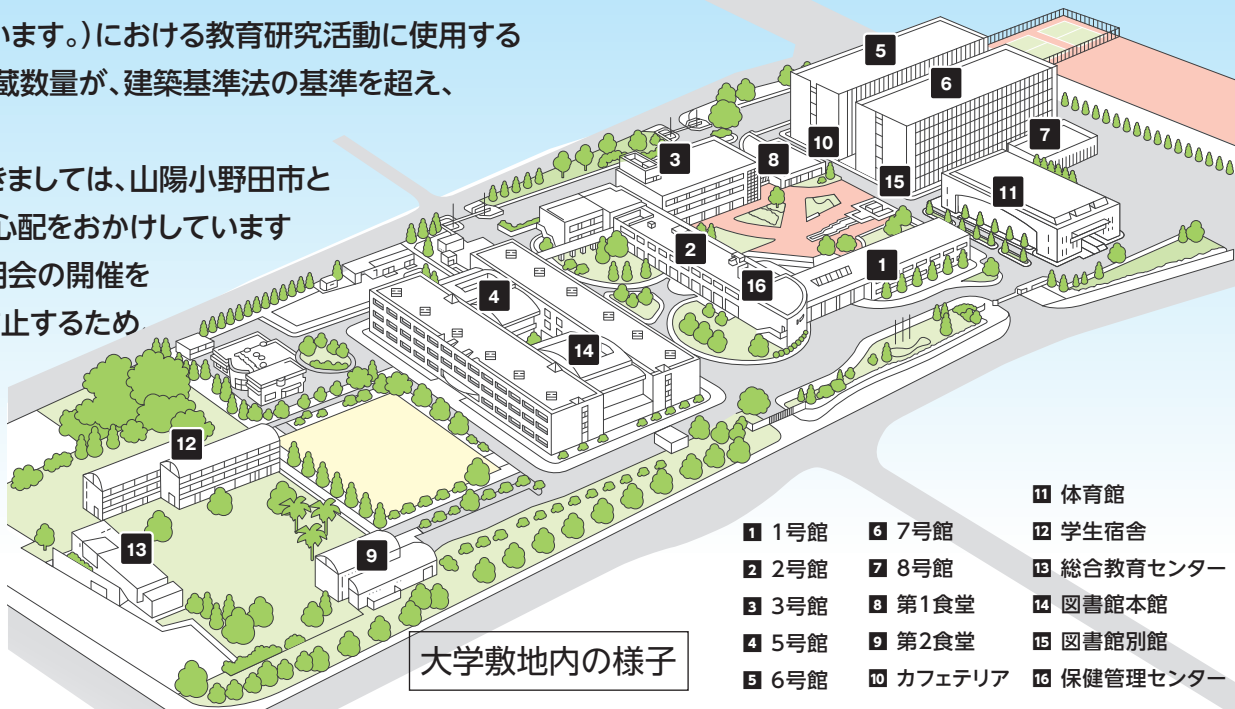
からのお知らせです

大学敷地内における危険物(薬品・高圧ガス等)の貯蔵状況 〔建築基準法の基準の約3.4倍〕及び管理体制と今後の対応について

この度、山陽小野田市立山口東京理科大学(以下「大学」といいます。)における教育研究活動に使用する薬品及び高圧ガス等の危険物(以下「危険物」といいます。)の貯蔵数量が、建築基準法の基準を超え、同法に抵触している状況となっていることが判明いたしました。

このような状況となりました経過の御説明と今後の対応につきましては、山陽小野田市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学より、現在、御心配をおかけしています大学周辺の住民の皆様及び事業所の皆様を対象にした住民説明会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため住民説明会の開催を断念することといたしました。

つきましては、住民説明会に代わり、これまでの経過や現在の状況、そして、今後の対応につきまして、次のとおりまとめましたので御確認くださいよう、お願い申し上げます。



山陽小野田市から

■これまでの経過について

山陽小野田市(以下「市」といいます。)では、大学への薬学部設置に伴い、周辺住民の皆様及び事業所の皆様の御理解と御協力のもと、平成28年度から薬学部校舎等の施設・設備の整備事業を進めています。

このような中、令和元年10月頃、大学構内に危険物を貯蔵するための施設である「危険物倉庫」の設計業務の過程で、大学の敷地内に貯蔵されている危険物の総量が、建築基準法で定められた上限(※1)を超えているのではないかと疑義が生じました。

このため、市と大学において大学敷地内の危険物の貯蔵状況について確認するとともに、関係者や関係機関へこの状況を説明し、確認した結果、建築基準法で定める貯蔵できる危険物の上限の数量を超えていることが今年1月になって判明いたしました。

■現在の状況について

大学敷地内において貯蔵されている危険物の総量は、建築基準法で定められている基準に対して**3.410倍**となっており、**建築基準法に抵触**している状態となっています。(令和2年4月30日現在)

表1 大学敷地内危険物貯蔵状況

	消防法第2条第7項に規定する危険物																						薬品計	圧縮ガス (m)	液化ガス (%)	ガス計	危険物合計	
	第一類			第二類		第三類					第四類					第五類		第六類										
	第一種酸化性固体 (kg)	第二種酸化性固体 (kg)	第三種酸化性固体 (kg)	硫化りん (kg)	第二種可燃性固体 (kg)	引火性固体 (kg)	ナトリウム (kg)	第一種自然発火性物質及び第2類自然発火性物質 (kg)	第二種自然発火性物質及び第3類自然発火性物質 (kg)	第三種自然発火性物質及び第4類自然発火性物質 (kg)	特殊引火物 (kg)	第一石油類 非水溶性 (kg)	水溶性 (kg)	アルコール類 (kg)	第二石油類 非水溶性 (kg)	水溶性 (kg)	第三石油類 非水溶性 (kg)	水溶性 (kg)	第四石油類 (kg)	動植物油類 (kg)	第一種自己反応性物質 (kg)	第二種自己反応性物質 (kg)						酸化性液体 (kg)
危険物に係る数量	4,521	0.173	3,550	0.010	0.801	0.050	0.025	0.025	0.994	0.200	17.763	235,709	348,815	576,664	74,011	106,340	3,139,725	70,184	185,717	0.025	0.150	0.669	2,100	45,150	2,009			
用途上限の数量	50	300	1,000	100	500	1,000	10	10	50	300	50	1,000	2,000	400	5,000	10,000	10,000	20,000	30,000	10,000	10	100	300	350	3.5			
倍数(建築基準法)	0.090	0.001	0.004	0.000	0.002	0.000	0.003	0.003	0.020	0.001	0.355	0.236	0.174	1.442	0.015	0.011	0.314	0.004	0.006	0.000	0.015	0.007	0.007	2.707	0.129	0.574	0.703	3.410

※小数点第4位四捨五入

主として良好な市街地環境の形成の観点から敷地内における危険物の総量を規制する建築基準法では、用途地域(※2)ごとに、その敷地に貯蔵できる危険物の種類及び種類ごとの貯蔵できる数量の上限が定められていますが、現在の大学の用途地域は、住居の環境を保護するための地域として定める「第一種住居地域」となっており、危険物の貯蔵については比較的厳しい規制となっています。しかし、これまで当該整備事業を進める中で、市及び大学においてこのような建築基準法の規制があることを認識していなかったことが今回の問題の発端となります。

なお、危険物に関する規制は、この建築基準法のほか、防火上の安全を確保する観点から危険物の貯蔵や取扱いについて建築物単位で規制する消防法による規制がありますが、大学敷地内のいずれの施設についても、消防法上においては規制の範囲内であることから安全性には問題ありません。

しかし、建築基準法に抵触している状況となっていることは厳然たる事実であり、大学周辺の住民の皆様、そして、事業所の皆様には大変な御心配をおかけしている状況となっています。市及び大学の認識不足により、このような状況となりましたことを心から深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

■今後の対応について

このような状態を一にも早く解消しなければならないことから、当該事実の判明後、大学において貯蔵されている危険物の削減に取り組んでまいりましたが、現在の状況が建築基準法の基準を大きく超えていることから基準内に納めるためには、教育研究活動の継続に支障を来すほどの削減を行わなければならない、貯蔵量を削減することだけの対応は困難となりました。

このようなことから、危険物の貯蔵量を教育研究活動に支障を来さない範囲で必要最小限まで削減するとともに、土地利用の現況及び動向を勘案し、学術研究の発展に伴う環境の充実を図るため、「準工業地域」への用途地域変更の手続きを進めることといたしました。この変更手続きが順調に進めば、今年秋頃には用途地域が変更される見込みです。現行の「第一種住居地域」から「準工業地域」に変更された場合は、建築基準法で定める基準に対して3.410倍の貯蔵量となっている状況から、**0.244倍**となり**建築基準法上も適法**となります。



表2 大学敷地内危険物貯蔵状況(用途地域が「第一種住居地域」から「準工業地域」に変更された場合)

	消防法第2条第7項に規定する危険物																							薬品計	圧縮ガス (m ³)	液化ガス (%)	ガス計	危険物合計
	第一類		第二類		第三類						第四類			第五類		第六類												
	第一種酸化性固体 (kg)	第二種酸化性固体 (kg)	第三種酸化性固体 (kg)	硫化りん (kg)	第三種可燃性固体 (kg)	引火性固体 (kg)	ナトリウム (kg)	第一種自然発火性物質及び第2類自然発火性物質 (kg)	第二種自然発火性物質及び第3類自然発火性物質 (kg)	第三種自然発火性物質及び第4類自然発火性物質 (kg)	特殊引火物 (kg)	第一石油類		第二石油類		第三石油類		第四石油類	動植物油類	第一種自己反応性物質 (kg)	第二種自己反応性物質 (kg)	酸化性液体 (kg)						
												非水溶性 (kg)	水溶性 (kg)	アルコール類 (kg)	非水溶性 (kg)	水溶性 (kg)	非水溶性 (kg)	水溶性 (kg)										
危険物に係る数量	4,521	0.173	3,550	0.010	0.801	0.050	0.025	0.025	0.994	0.200	17.763	235,709	348,815	576,664	74,011	106,340	3,139,725	70,184	185,717	0.025	0.150	0.669	2,100	45,150	2,009			
用途上限の数量	50	300	1,000	100	500	1,000	10	10	50	300	50	1,000	2,000	400	5,000	10,000	10,000	20,000	30,000	10,000	10	100	300	350	3.5			
	1,000	6,000	20,000	2,000	10,000	20,000	200	200	1,000	6,000	1,000	10,000	20,000	8,000	50,000	100,000	100,000	200,000	300,000	200,000	200	2,000	6,000		3,500	35		
倍数(建築基準法)	0.090	0.001	0.004	0.000	0.002	0.000	0.003	0.003	0.020	0.001	0.355	0.236	0.174	1.442	0.015	0.011	0.314	0.004	0.006	0.000	0.015	0.007	0.007	2.707	0.129	0.574	0.703	3.410
	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.018	0.024	0.017	0.072	0.001	0.001	0.031	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.173	0.013	0.057	0.070	0.244

※小数点第4位四捨五入

しかし、今後、用途地域の変更が認められたとしても、大学敷地内に貯蔵する危険物の数量につきましては、教育研究活動に支障がない範囲で、必要最小限となるよう大学において厳格に管理することとしています。

以上のことから、皆様には、しばらくの間、現在の状況が続くことになり、引き続き御心配をおかけすることとなりますが、この状況を解消するため、関係機関の御理解と御協力をいただく中で、市及び大学が連携して取り組んでまいりますとともに、危険物の取扱い及び管理につきましては万全を期してまいりますので、何卒、御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

※1 建築基準法（以下「法」といいます。）による制限

法第48条…敷地内における危険物の総量を規制するもので、敷地の用途地域に応じ危険物の種類ごとに定められた貯蔵量の上限値（法施行令第130条の9において規定）で敷地内に貯蔵される危険物の数量を除し、その商の和が1.0以下となるように制限するもの。

※2 用途地域とは

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画のうち、土地利用に関する基本的な制度。用途地域の種類に応じて建築基準法で建築物の用途や容積率、建ぺい率等について制限することにより、良好な市街地の形成と住居、商業施設、工業施設などの適正な配置を誘導しようとするもの。

○問合せ先 山陽小野田市大学推進室（☎82－1110）

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から

この度、大学における教育研究活動等において使用する危険物の貯蔵状況が建築基準法に抵触する事態となり、皆様には大変御心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

現在、この事態の解決に向けて、市と連携し、関係機関の御指導をいただく中、是正に向けて取り組んでおります。なお、大学における危険物の取扱い及び管理につきましては、消防法における危険物の種類及びその種類ごとに貯蔵できる数量の上限、危険物を貯蔵する施設・設備の構造等の基準を遵守した上で行っていますので、安全管理上の問題はありますが、皆様に安心していただけるよう、より一層徹底してまいります。

つきましては、大学における危険物の管理体制等につきまして、次のとおり御説明させていただきます。

■危険物の管理体制

大学における教育研究活動が、環境安全に関する関係法令等を遵守し、環境保全と環境安全に十分配慮して行われるよう支援するとともに、大学の教育研究活動の一層の進展に資するため、「環境安全センター」を設置しています。

環境安全センターは、学長が選出した環境安全センター長のもと、化学物質並びに高圧ガスの適正使用及び適正管理の推進、実験系廃棄物の適正管理及び処分等を行っています。現在の環境安全センター長は、副学長兼工学部長が就任しています。環境安全センターの運営に関する事項につきましては、大学の総務部企画財政課環境安全管理係（危険物取扱者の資格を保有する職員3名を配置。以下「環境安全管理係」といいます。）が担当しています。



■マニュアルの作成

大学では、教育研究活動で使用する危険物を適正に取扱い、また、緊急時における対応を掲載した「環境安全のしおり」を各研究室に常備するとともに、教職員が閲覧できる学内ポータルサイトに掲載し、危険物の適正な管理に努めています。また、災害発生時に学生及び教職員がとる基本的な行動基準を示した「防災マニュアル」を作成し、学生及び教職員に配付し、万一の時にも迅速かつ適切に行動できるよう、日頃からの防災意識を高める取り組みを行っています。

■危険物の保管状況

大学校舎内における危険物の貯蔵につきましては、関係法令等に基づき、防火区画ごとに消防法による指定数量（以下「指定数量」といいます。）の0.2倍未満、建物ごとに指定数量の1.0倍未満となるように、環境安全管理係が薬品管理システムを活用し、研究室及び防火区画ごとの危険物の貯蔵状況を把握し、調整しています。

なお、これらを徹底させるため、研究室においても危険物の取扱い及び管理に対する意識を高めるため、個々の研究室ごとに目安となる貯蔵数量を定めています。

また、環境安全管理係では、研究室において貯蔵できる数量を圧迫している薬品がある場合は、貯蔵場所を少量危険物倉庫（指定数量の1.0倍未満を貯蔵できる倉庫で、設置には消防署への届出及び許可が必要です。）に移動させることを指導したり、貯蔵する危険物の数量が最小限となるよう購入方法等についても助言しています。

■薬品管理システムの活用

大学では、危険物の適正な管理を行うため、Web上で薬品の在庫管理を行うことができる薬品管理システム（以下「システム」といいます。）により、薬品等を購入した際は入庫登録、使用が完了した際は出庫登録を行い、薬品の保管場所や保管量、使用量などを管理しています。このシステムでは、危険物の指定数量倍数についても算出することができますので、関係法令に定められる貯蔵できる指定数量を超えないように管理しています。

また、このシステムでは、消防法に定める危険物のほか、PRTR（Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度）の対象物質、特別管理物質、毒物及び劇物取締法の規制を受ける物質等の管理についても行うことができますので、システムの能力を最大限に活用できるよう、学生及び教職員を対象にした講習を開催するなど、危険物の適切かつ安全な管理に努めています。

薬品類のほか、高圧ガスの取扱い及び管理につきましては、「環境安全のしおり」や大学の規程に基づいて行うとともに、システムを活用し、保有する高圧ガスの量が必要最小限となるよう努めています。



■薬品運搬時の安全管理

環境安全管理係では、危険物の運搬時の転倒防止と薬品漏洩を未然に防ぐために、薬品運搬の柵付きの専用台車を学内に配置しています。

また、危険物を運搬する際は、関係法令等の規定を遵守するとともに細心の注意を払っていますが、万一、薬品が漏洩した場合に備え、「薬品漏洩時の応急措置マニュアル」を作成し、薬品の種類に応じた対応を定め、薬品漏洩の応急措置に必要な備品である「薬品漏洩時応急措置セット」（ガウン、耐薬手袋、安全ゴーグル、防毒マスクなど。）を常備し、学内の複数の箇所に配置しています。



■講習会の開催

教育研究活動において危険物を取り扱う教員及び学生に対して、関係法令を遵守し、適切かつ安全に利用できるよう、他大学における危険物による事故事例も紹介するなど、事故を未然に防ぐための安全な利用方法についての講習を計画的に開催し、危険物の取扱い及び管理に対する教員及び学生の意識を高めています。

■今後の対応

危険物の取扱い及び管理につきましては、関係法令等の規定に基づき、これまで取り組んでまいりましたが、この度、大学敷地内に貯蔵されている危険物の総量が建築基準法に抵触している事態となりました。

この事態を受けて、大学では、危険物の貯蔵量の削減に取り組みましたが、教育研究活動を継続する上で必要最小限の貯蔵量まで削減してもこの状況を解消することは困難でありましたので、現在、市において用途地域を変更する手続き（現在の第一種住居地域から準工業地域へ変更）を進められています。この用途地域の変更が認められた場合、大学敷地内において貯蔵できる危険物の総量が大きくなりますので、建築基準法で定める基準の0.244倍となり、法令に定める基準内に納まることになります。

大学といたしましては、市の用途地域変更手続きを見守る状況となっておりますが、大学敷地内の危険物の貯蔵数量の削減には引き続き取り組んでまいりますとともに、今後、用途地域の変更が認められ、貯蔵できる危険物の数量の上限が上がったとしても、システムの活用や教員及び学生の安全意識を高めることにより、取り扱う危険物が必要最小限となるよう取り組んでまいります。

大学における教育研究活動は、住民の皆様、事業所の皆様の御理解と御協力なしには行うことはできません。そのためには、皆様に御安心いただき、信頼していただけることが第一であると考えております。現在、皆様には大変御心配をおかけしておりますが、危険物の安全管理には万全を期してまいりますので、御理解の程、よろしくお願い申し上げます。

○問合せ先 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
事務局総務部企画財政課環境安全管理係（☎88－3500）